

都市計画道路の変更について

久御山町 都市整備部 新市街地整備課

●都市計画道路とは

都市計画道路とは都市の将来像を実現し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市の骨格を形成する主要な都市施設として「都市計画」に定める道路であり、道路の種類に応じて府又は町が決定します。

1. 都市計画道路の機能

- 都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- 都市環境、都市防災等の面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設等の収容空間を確保するための空間機能
- 都市構造を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

2. 都市計画道路の種別

種別	機能
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画道路	近隣住区等の宅地の利用に供するための道路
特殊街路	専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路

●都市計画道路の必要性

①広域幹線道路、主要幹線道路を繋ぐ東西軸の強化

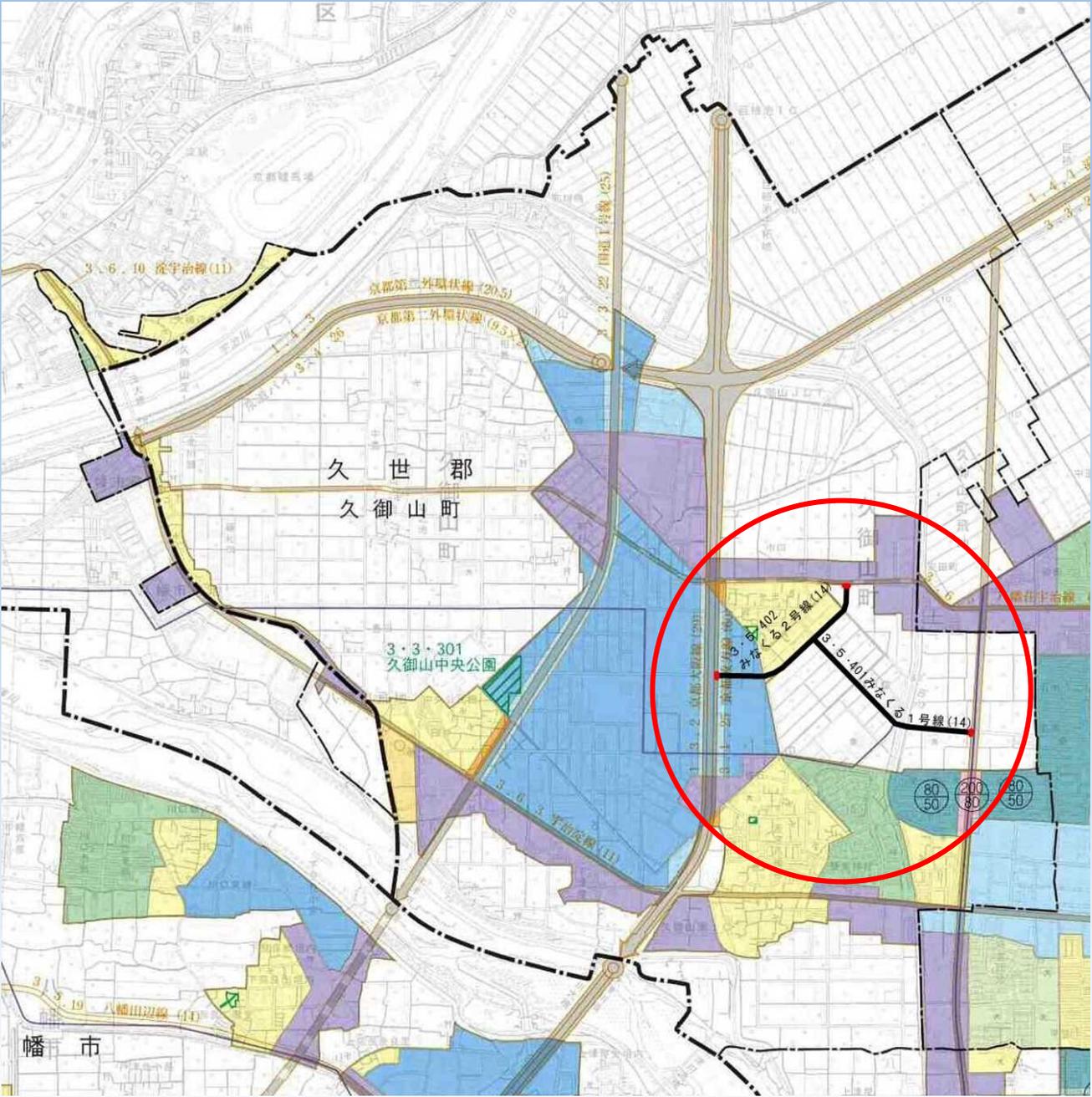
広域幹線道路、主要幹線道路である国道24号、第二京阪道路をつなぐ東西軸を強化することで、府道八幡宇治線だけでなく、府道宇治淀線の渋滞緩和にもつながります。

②新たな市街地形成を目指す「みなくるタウン整備事業」に資する道路整備

新たな土地利用により大型化した事業用車両や従業員の通勤車両の増加に対応するための道路整備が必要となります。



都市計画道路として整備



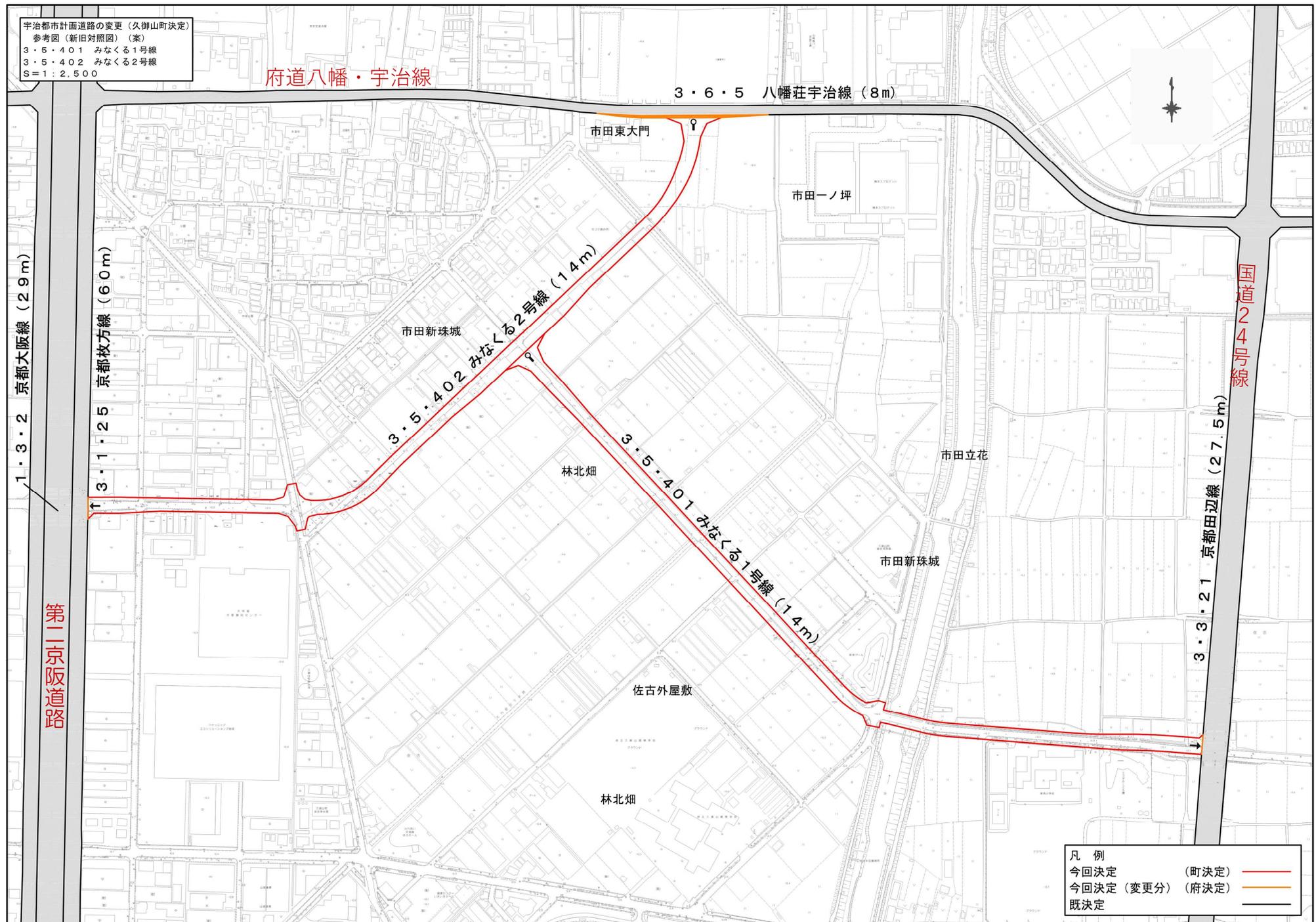
●宇治都市計画道路の変遷

年月日		都市計画決定の内容等	
S32. 6. 15	宇治都市計画道路の決定	Ⅲ・3・4 I・小・2	宇治淀線の決定 淀宇治線の決定
S51. 11. 30	宇治都市計画道路の変更	3・6・6 3・6・5	宇治淀線の変更（名称変更） 八幡荘宇治線の変更（名称変更）
S56. 11. 27	宇治都市計画道路の変更	1・4・1 3・3・20 3・3・21 3・3・22	滋賀京都線の決定（京滋バイパス専用部） 宇治久御山線の決定（京滋バイパス一般部） 京都田辺線の決定（国道24号大久保バイパス） 国道1号線の決定
S60. 4. 12	宇治都市計画道路の変更	1・3・2 3・1・25 1・4・1 3・3・20 3・3・22 3・6・3 3・6・5	京都大阪線の決定（第二京阪道路専用部） 京都枚方線の決定（第二京阪道路一般部） 滋賀京都線の変更（京滋バイパス専用部） 宇治久御山線の変更（京滋バイパス一般部） 国道1号線の変更（終点部延伸） 宇治淀線の変更（第二京阪道路決定に伴う交差部） 八幡荘宇治線の変更（第二京阪道路決定に伴う交差部）
H元. 8. 25	宇治都市計画道路の変更	1・4・1 1・3・2 3・6・3 3・1・25 1・4・3 3・4・26	滋賀京都線の変更（京滋バイパス専用部） 京都大阪線の変更（第二京阪道路専用部） 宇治淀線の変更（第二京阪道路決定に伴う交差部） 京都枚方線の変更（第二京阪道路決定に伴う交差部） 京都第二外環状線の決定（京都第二外環状道路専用部） 京都第二外環状線の決定（京都第二外環状道路専用部）
H14. 2. 19	宇治都市計画道路の変更	1・3・2 3・1・25	京都大阪線（第二京阪道路料金所施設の変更） 京都枚方線（第二京阪道路料金所施設変更に伴う）
今回	宇治都市計画道路の変更	3・5・401 3・5・402	みなくる1号線の決定 みなくる2号線の決定

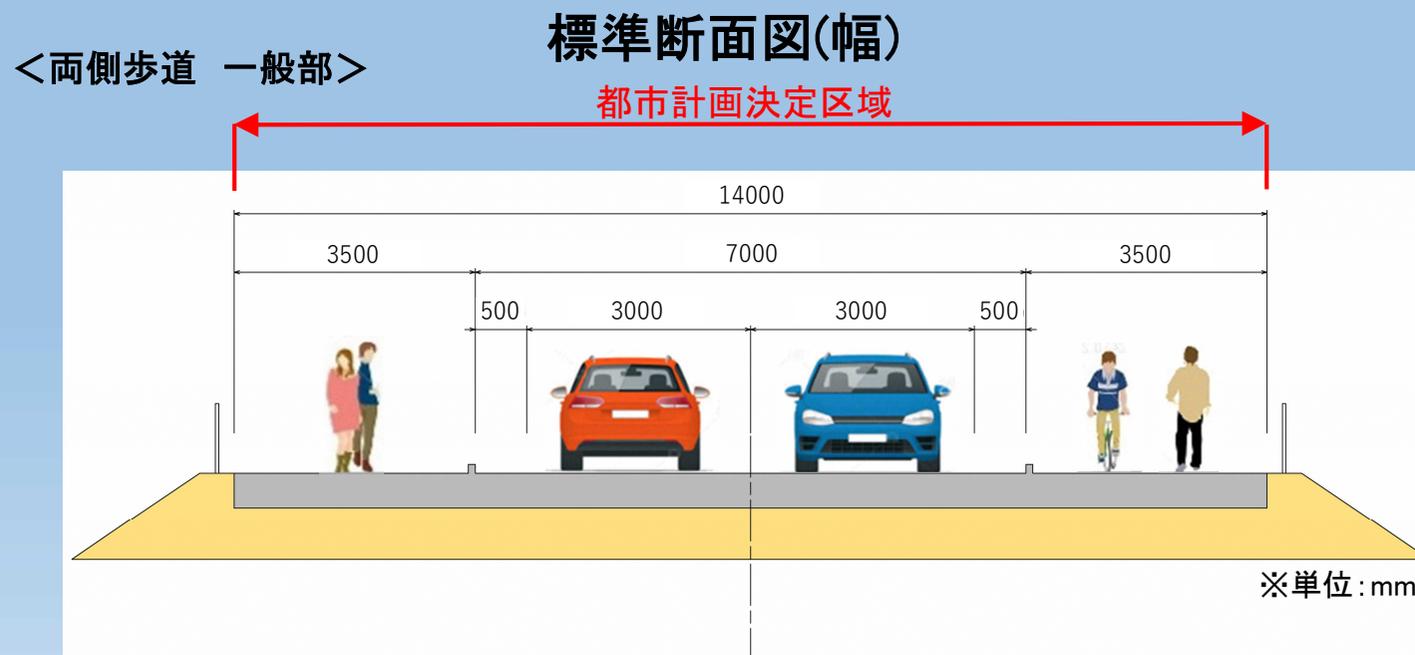
●宇治都市計画道路の変更（追加）内容

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由地	延長	構造 形式	車線数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との 交差構造	
幹線 街路	3・5・401	みなくる1号線	久御山町 市田新珠城	久御山町 佐古清水		約900m	地表式	2車線	14m		
	3・5・402	みなくる2号線	久御山町 市田東大門	久御山町 佐古外屋敷	久御山町 市田	約850m	地表式	2車線	14m		

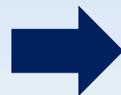
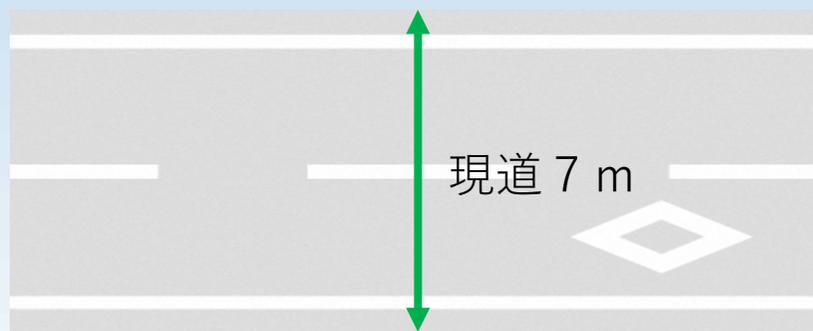
●都市計画道路の概要（みなくる1号線、みなくる2号線）



●みなくる1号線、みなくる2号線の計画概要



現状



計画

